

佐世保市老人・身体障害者憩いの家「いでゆ荘」の指定管理者募集に関する質問回答書

No.	該当文書	ページ	該当箇所	質問	回答
1	募集要項	2	4-(5)	「消費税の適格請求者等保存方式（インボイス制度）への対応」「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付を行うこと。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではありません。」とありますが、適格請求書発行事業者であることが資格条件ということで間違いないのでしょうか。いでゆ荘の利用料金は佐世保市の歳入となりますが、指定管理事業者のインボイスを発行するのでしょうか。また、利用料金は消費税課税取引に該当するのでしょうか。	ご質問に記載のただし書き部分にございますように、当該施設については利用者が最終消費者となる施設となりますので、指定管理者が適格請求書発行事業者である必要はございません。
2	募集要項	10	14-(3)-①	提出資料準備するにあたり、プレゼンテーション説明時間の目安時間をご教授ください。	プレゼンテーション説明時間は 10 15分程度を予定しております。 (9/5 13:00修正)